

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十八号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和四十一年十月東京都北区条例第十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償及び水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第二条 災害対策基本法第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「従事者」とい

う。」が、応急措置の業務又は水防（以下「応急措置の業務等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第三条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

（損害補償の申請）

第四条 損害補償を受けようとする者は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（損害補償の基準）

第五条 損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定の例による。

（審査請求）

第六条 区が行う従事者の死亡、負傷又は疾病が応急措置の業務等に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をすることがで

きる。

（報告、出頭等）

第七条 区長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還）

第八条 区長は、従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区長は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第二十九号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額」を「、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十四条の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第二十四条の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第三十九条第一項第一号ホ中「特定小型原動機付自転車」の下に「（第四十六条の二第二項において「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第四十六条第二項第二号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第四十六条の二第二項中「並びに道路交通法」を「及び道路交通法」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示」に改め、「事項」の下に「（特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しないものとする。

第四十六条の二第二項第五号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項に」を「第二項各号に掲げる事項又は前項に規定する前条第二項各号に」に、「前二項の」を「第二項及び前項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付則第二条の三を次のように改める。

第二条の三 削除

付則第六条の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第六条の二 令和八年四月一日以後に第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第四十七条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四十七条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の

二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にはあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばこみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- 一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- 二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばこ）とみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこ）とみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条、第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日
- 二 付則第二条の三の改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 三 付則第六条の次に一条を加える改正規定及び付則第三条の規定 令和八年四月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例（以下「新条例」という。）
第十七条及び第二十三条第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和七年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第二十四条の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、第一号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東京都北区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第二十四条の三第一項の規定は、第一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項の規定による申告書について適用し、第一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第六条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、東京都北区特別区税条例第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第六条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 東京都北区特別区税条例第四十九条第三項の規定により換算した紙巻たばこ

（新条例付則第六条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第六条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十号

東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都北区保育料等徴収条例（平成二十七年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「。以下「令」という。」を削り、「同条第二項第六号」を「同項第六号」に、「同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項を削る。

第六条第二号中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

第九条から第十二条までの規定中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

付則第三条を次のように改める。

（保育料の額の特例）

第三条 当分の間、第四条に規定する保育料の額については、同条の規定にかかわらず、零とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区保育料等徴収条例の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する特定教育・保育等に係る保育料について適用し、施行日前に利用した特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十一号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘の項中「東京都北区桐ヶ丘一丁目十六番二十六号」を「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」に、「百六名」を「六十五名」に、「十名」を「〇名」に改める。

付 則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十二号

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘の項中「東京都北区桐ヶ丘一丁目十六番二十六号」を「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」に改める。

付 則

この条例は、令和七年九月一日から施行する。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第三十三号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

18
令和七年東京都北区告示第二百十七号に定める東京都市計画地区計画十条北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（別表第二において「十条北地区地区整備計画区域」という。）

別表第二に次のように加える。

18 十条北地区地区整備計画区域

	(い)	(ろ)
計画街区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度
環状七号線沿道地区	風営法第二条第一項第二号から第五号までに掲げるもの	
近隣商業地区		
住居地区		

		(ほ)		(に)	(は)
建築物の位置の制限		建築物の敷地面積の最低限度		建築物の建築面積の最低限度	建築物の建築率の最高限度
建築物の外壁又はこれに代わる柱	はこれに代わる柱	ただし、次の各号のいずれかに該当する土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合、この限りでない。 一 公共施設の整備により分割された土地 二 公共施設の整備により代替地として譲渡された土地		八十平方メートル	
				六十五平方メートル	
建築物の外壁又はこれに代わる柱から三メートルを超えて建築してはならない。					

(ぬ)	(り)	(ち)	(と)	(へ)
制 垣 限 又は 柵 の 構 造	は 建 意 築 匠 物 の 制 限 態 又	最 建 低 築 限 物 度 の 高 さ の	最 建 高 築 限 物 度 の 高 さ の	
				の 面 から 隣 地 境 界 線 ま で の 距 離 は ○ ・ 四 メートル 以 上 (た だ し、 床 面 積 に 算 入 さ れ な い 出 窓 の 外 壁 等 は 除 く。) と し な け れ ば な ら な い。

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法第十四条第一項に規定する計画図をいう。

別表第二の二の1の部(へ)の項中「地区防災道路二号、地区防災道路四号の二、地区防災道路五号」を「地区防災道路四号」に、「地区防災道路十四号の一から地区防災道路十四号の四まで」を「地区防災道路十四号の一、地区防災道路十四号の二」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十四号

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区営住宅条例（平成九年十二月東京都北区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区営赤羽北二丁目アパートの項を削り、同表に次のように加える。

東京都北区営浮間四丁目アパート	東京都北区浮間四丁目二十五番二十九号	八十
-----------------	--------------------	----

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 別表東京都北区営赤羽北二丁目アパートの項を削る改正規定 令和八年四月一日

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都北区営住宅条例別表に規定する東京都北区営浮間四丁目アパートの指定管理者の指定に関し必要な手続及び使用の申込みその他使用

のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十五号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第十六条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の六 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして東京都北区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の東京都北区規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の

日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして東京都北区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、東京都北区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして東京都北区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の東京都北区規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして東京都北区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第三十六号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第十八条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第十八条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十八条の六 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の

2
心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3
教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付
則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第十四条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第十五条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して東京都北区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第二項中「勤務時間条例第十六条の三第一項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号。以下「勤務時間規則」という。）第二十五条の三第五項」に、「幼稚園教育職員勤務時間条例第十八條の三第一項」を「幼稚園教育職員

の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区教育委員会規則第十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第三十条の三第五項に、「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に、「部分休業の」を「第一号部分休業の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項に規定する第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第一号部分休業を承認することはできない。

第十五条第三項中「対する部分休業」を「対する第一号部分休業」に改め、同項ただし書中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第一号部分休業を承認することはできない。

第十五条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間

を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第二十五条の三第五項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の

三 第五項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第一号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

める時間とする。ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十七条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。